留学生教育学会・東洋大学二子石優科研共催
日本語教育機関認定法を理解する勉強会より

去る 2 月 19 日（水）東洋大学白山キャンパスにて、留学生教育学会及び東洋大学二子石科研（外国人留学生のキャリアパスを見据えた日本語学校と大学の連携に関する政策的研究）の共催により、「日本語教育機関認定法[1]を理解する勉強会」が開催された。日本語教育機関認定法は日本語学校のみならず、進学予備教育を行う留学生別科や JLPT[2] N2 以下の非正規生（研究生など学位取得目的以外の留学生）に日本語を教える大学も対象となってる。しかし、大学においては、同認定法に対する理解が十分深まっているとは言えない状況があり、対応の遅れが懸念される。

今般の認定申請では、教員組織や設備といった制度面のみならず、教育理念に沿った教育課程の提示、新たに示された「日本語教育の参照枠」のカリキュラムへの反映といった枠組みの理解も不可欠である。これらへの対応は、日本語部門だけでなく、国際部、教務部や留学生アドミッションに関わる教職員の理解も欠かせない。今回の勉強会は各自の大学において「日本語教育機関認定法」にどう対応するかを検討する機会を提供するとして実施された。

本誌では当日登壇された明海大学外国語学部日本語学科准教授西川寛之先生のご講演を掲載すると同時に、同法の理解を深めるため、日本語教育機関認定法の理解に明るい学校法人アジアの風岡山外語学院副理事長の森下明子先生 が 2024 年 7 月に文部科学省日本語教育推進関係者会議にて発表された「新制度における認定日本語教育機関の活用～類型ごとの活用とその課題～」も掲載する。

1 日本語教育の適性かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
2 日本語能力試験：Japanese-Language Proficiency Test

「日本語教育の参照枠」の理解とカリキュラムデザイン・教材

～参照枠がもたらす教育の質・水準の向上～

西川寛之　明海大学外国語学部日本語学科准教授

1　はじめに

今日お話しさせていただくのは、日本語教育の参照枠（以下 参照枠）についてですが、今日ここにいらっしゃる方は教員だけではなくて教職員ということで、教員と連携していかなければいけないということですね。それから日本語教員はおそらくもう耳にタコができるぐらい参照枠のことは聞いているのですが、誤解をしていることもあるので、その誤解を解きたいという話もします。教員から誤解した話が出てきたら、それはちょっと違うんじゃないかな、とブレーキをかけていただければと思います。

ということで、認定審査のところも含めてしっかりと、あと２年というタイムリミットの中で出来るように考えていただくためのお話しができればと思っております。

2　日本語教育課程と認定申請

まず参照枠ができたので、じゃあ教育課程を変えなきゃいけないといっても、本当にいろいろ変えようとすると２年では間に合いません。変えなくていいことはいっぱいあるので、変えなくていいよという話をしたいと思います。

では変えるべきことは何か、変えなくていいことは何かということで、今日のタイトルの話をさせていただきます。まず申請書類を下に文

科省で面接があるわけですが、面接に出席する校長って誰になるのか考えてみると、別科の場合学長になるのでしょうか。本科は学長がいてその下に各学部があって学科があってと、遠いんですね。別科は学長直轄のはずなんです。ですから別科の長が学長と直接話せるはずなんですね。もし学長が行くことになるのなら、学長に「あなたが行くことになるけど、大丈夫？」というような感じのプレッシャーをかけて、「面接で答えられなかったら、うち、落ちますからね。理事長に怒られますよ」と言えば、きっと話を聞いてくれるのではないかなと思いま

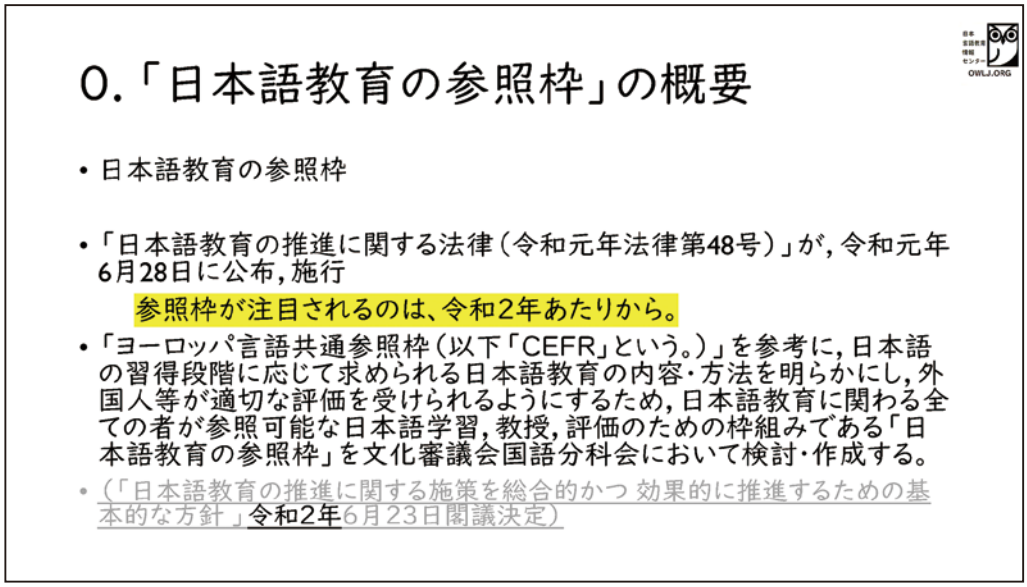

す。その際に知っておいてほしいことを今日はちょっとお話ししたいと思います。

ポイントは、審査の時に校長が教育や運営の内容を理解していないと認定を受けるのが難しいということ。それから、今日来ていらっしゃる方の中には生活指導担当の方もいると思いますが、住居の話なども出来ないといけないんです。学生・生徒が夜中にトラブルに遭った。誰がそれに対応するのか。夜中の 12 時に電話があったら、誰が何分で現場に急行できるのかといったことにも答えられないといけない。大学はそうしたことはぼんやりと考えていますが、日本語学校は常に対応しているんです。だから日本語教育機関の一つとして別科が捉えられることになるのなら、そのようなことも認識しなければいけない。そのような申請に至る根幹のところで参照枠に対する理解というのが必要になるのだと思います。

3　CEFR と日本語教育の参照枠

参照枠はセファール（CEFR ＝ヨーロッパ言語共通参照枠）というものからヒントを得て作られたところがポイントです。CEFR がやっているから、それが世界標準だとただ跳びついたわけではなくて、中身をしっかり見た上でこれを採用しベースにしたはずです。参照枠というのは、どんなものかということをちょっとお話ししたいと思います。

まず最初に参照枠は「誰がどうやって作ったの？何のために作ったの？」ということですが、基本的には CEFR を参考に作っています。ここで気を付けてほしいのですが、参照枠も CEFR も教授法ではありません。これらはあくまでも評価の指標です。あなたの学校で語学の勉強を終えたらどのレベルに行くんですか？といった時に、学校ごとにレベルの言い方が違うと互いに理解できませんから、それを揃えなければいけない。語力を示す基準を一定に揃えるために使われているのが、CEFR や参照枠の一つの役割です。

そして習得した日本語力をしっかり定義する。まあ、これが上手く出来ることで、今どのレベルですか？３か月でどのレベルになりますか？１年後にどのレベルになるんですか？ということが説明できる。技能別に進むスピードが

違ってもいいという話がありましたが、「どういう順番でやっていくんですか？」ということも学習者にちゃんと提示ができる。そうすると、学習者が自分で「先生、このコースは予定より遅れていますよね」とか、「コースはこう進んでいるのはわかるけど、私は追い付いていない」といった話ができるわけです。ここが自律的な学習に繋がっていくところです。そのためにもちゃんとした指標が必要だということで、CEFR がベースとなった日本語教育の参照枠が作られているということです。

つまり客観的な評価が出来るようにするということ。OPI（＝ Oral Poficiency Interview）というのを日本語教員の方はご存知だと思いますが、アメリカで開発された会話の試験です。これはアメリカの外交官を海外に送る時に、その国に行って十分な議論が出来るレベルの語学力があるかどうかをチェックするための試験をベースに開発されたものです。フランスに送る時にも、ドイツに送る時にも、同じような指標でチェックするわけです。だから CEFR と同じなんですが、統一基準として考えられたものでどんなパフォーマンスができるか、何が出来るかということを軸に考えようということです。それが言語のレベルを見る時に統一の基準として使える、行動（Can-do）を基準として、言語を超えた統一基準であり、どの言語でも同じ説明ができるのが素晴らしいということで参照枠もそのアイディアを使って作られています。

先ほど言いましたが、参照枠を採用することによって、自身の日本語の習得の進捗を把握していくことが出来るようにしているというのがポイントです。学習者のレベルに応じた適切な教材やカリキュラムを作成するときにも応用ができます。これが素晴らしいところは、どこの国へ行って語学教育を受ける場合でも、同じレベルから継続して学習ができるということです。先ほど転学の話がありましたが、震災時の話だけではなくて、例えば中国でこのレベルまでやってきた、インドネシアでこのレベルまでやってきた、今度日本に来て続きをやりますという時に、今迄の初級、中級という言い方だとわからないんです。もしかしたら学習者は同じところを 2 回勉強しなければいけないかもしれません。今回の審査で考えられている学校の建てつけって、ちょっと悪口っぽいのですが、学年の考え方なんですね。１年生が終わったら２年生、２年生が終わったら３年生。１年生は１年で終わりますが、語学の学習は一人ひとり同じスピードではないんです。ゆっくりの人もいれば早い人もいる。本当はクラスが変わることも取り入れていかなければいけない。転校するとなった時に、前の学校でどこまでやったかということがあります。私は中学生で転校したのですが、文部科学省の学習指導要領があったおかげで、前の学校でどこまで進んだかということがちゃんとわかって、転校先で続きの勉強をそのままできたわけですね。しかし、日本語教育では多様性、教育機関の個性が認められていますので、そこで教育指導要領みたいなものではなくて、そこに参照枠があるというのは非常に良いことだと思います。労働者に対しても大学受験者の評価というところでも使える。皆さんが大学に留学生を受入れるときの判断にも使えるということですね。

今まで挙げたことを並べてみると、客観的に評価できること、そして統一的な評価ができること、三番目が大切ですけど、学習者自身がちゃんとそれを理解できること、これによって、教育の質も見ることができる。教育機関であれば学習者のレベルを測ることができますし、企業、雇用主であれば、労働者の日本語力を判定することができる。自治体にとっては人権の問題にもかかわり、その人が生活ができるかできない

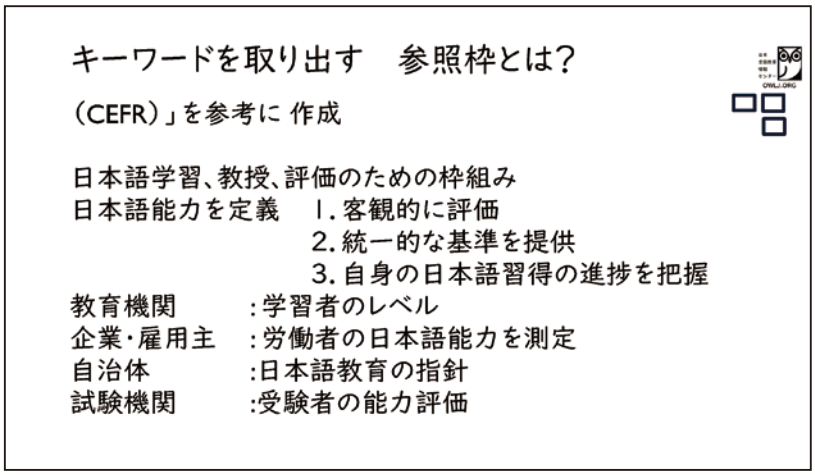

か、というときに、何がどれくらいできないのかということを判断する指標になるわけです。

4　CEFR は試験ではないということ

勘違いされている方が結構いらっしゃるんです。CEFR は試験ではなくて指標です。それに対して OPI や JLPT は試験です。CEFR はそれらより抽象的な概念で、言語レベルを参照する枠組みであるというふうに理解する必要があります。言いたいことは、参照枠はテストではなくて、教育のための評価の道具ですよということです。

雇用主がうちの職場ではこんな人が欲しいとなったとき、電話の受付けが出来るのか、お客さんへの対応が出来るのか、苦情係まで出来るのか、そうしたことを考えたときに、N1 に合格しているから日本語はバッチリですとは言えないですね。それは JLPT が悪いのではなくて、N1 の意味が相手にはわからないというのが問題なんです。ただ一番上の級だから凄いんだろうということぐらいしかわからない。そのあたりを参照枠が補ってくれるものだと考えています。

加えて、学習者自身も自分のレベルを説明することができるようになる、というのがポイントです。このあたりの使い方ついては、ランゲージパスポートという考え方があります。教育場面、雇用場面、学習者自身というところでも、実際にそれぞれの活用法がありますが、特に雇用のところです。私がいいなと思っているのは差別を無くすということです。私のところには今、南アジアからの学生が結構いるのですが、彼らがコンビニなどのアルバイトに応募をすると、見た目で避けられる傾向があるんです。でもコンビニが断るときにはそうは言わず、言葉ができる、できないという話になるわけです。でもこの先、参照枠の理解が進んで、アルバイトの求人票の条件欄に、例えば「B1 以上の人」と書いてくれて、B1 以上であることが証明されたとしたら、その人は日本語が下手だからという理由では拒否されなくなるわけです。そういったところにも使われていくといいなと思っています。

5　参照枠と日本語教育課程

参照枠のレベル分けについても 6 段階を使おうということで、大学の入試にもそれが活用できるのではないかという動きが少し前にありました。ちょっと気をつけたいのは、変わるのは評価方法で、教授法が変わったわけではないということです。CEFR をベースに、日本の英語教育での利用を目的に構築された、新しい英語能力の到達度指標で CEFR-J というのがありますが、CEFR を教育に取り入れるために単語リスト、文法リストが出ているんです。つまり、単語と文法をないがしろにしてよいという話ではないんです。しっかりこれを学んだ上で、話せるよ

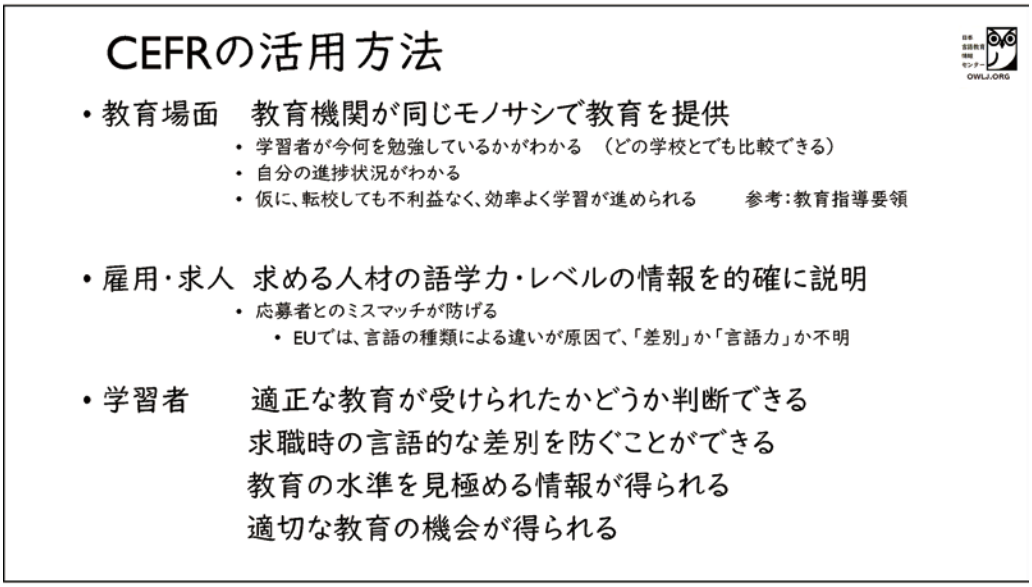

うにしてあげましょう。そのために参照枠があるんですね。教科書を変えなきゃいけないから申請に間に合いませんと言っている人がいたら、変えなくていいはずですよ、と言ってあげてください。教科書を変える必要はないんです。まあ、変えなきゃいけないとしたら今までちゃんとしたことをやっていなかったということで CEFR や参照枠とは関係なく、元々変えなければいけなかったんです。ちゃんとした授業をやっているところであれば、参照枠が出てきたからといって授業や先生を変える必要はありませんし、教材も変えなくていいはずです。

ほかの国でも共通の言語評価の枠組みで話ができるというのがポイントです。もう一回言いますが、教育方法を変える話ではないんです。汎言語的な記述が国を超え、言語を超えて同じ指標が使えるというメリットです。Can-do の授業をしたら素晴らしいという誤解が多いのですがそれは間違っています。先ほどの CEFR-J の例のように、英語教育の人たちはそんな勘違いはしていません。英語教育の人は、CEFR の A2 から B1 に行くためにはこんな文法項目が必要だというふうに考えています。かつ、日本人に教育するので、日本人のための個別の対応も考え、より良い教育にすることを考えています。我々日本語教育に関わる者も、そこは勘違いしちゃいけないですね。評価の話と教育の話は連動していますが、教育方法のところで何か新しいものにしなきゃいけないというのはちょっと誤解です。今まで通りでいいんです。ただ、それを対外的に説明する時、さらに文科省がこういう条件のものにお墨付きを与えますと言った時に、その条件が揃っているかということを書くんです。その時の書き方として、どのレベルまで行きますかと聞かれたとき、うちの学校は N1 を目指します、と書いたら話が合いません。この指標つまり、参照枠を使って書いてください。申請に書くのはそういうポイントです。中身を変える必要があるとは言われていませんが、書き方、表現を変える必要はあるということです。

6　ランゲージパスポートと CEFR

すでに EU で使われているランゲージパスポート は学習者自身が言語レベルの証明として使えるということ、それから汎言語で使えると

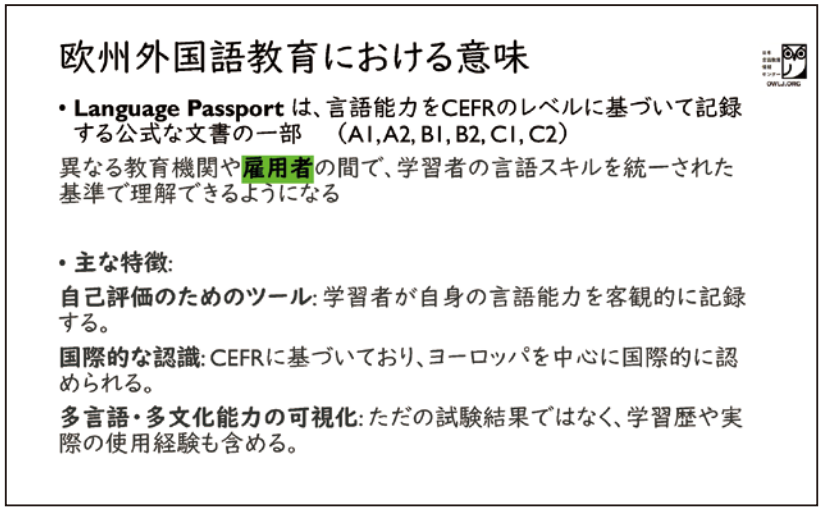

いうメリットがあります。CEFR との対応のような形で日本語教育の参照枠が使われることになります。その結果を利用する先として、教育機関とか就職先とか留学とか移住といった時にも使えますし、転校する時でも使うことができます。ランゲージパスポートの目的は、異文化交流なども含めて就職や教育に役立てることであり、自身のスキルの証明であり、人の移動の促進ということです。これから日本が外国人をたくさん受け入れていく時に、排除の理由になるようなものを一つでも減らすというところで大いに役に立つと思います。

そして、学習者自身が自分に何ができるのか、できないのかということがわかれば、次に何を勉強すればいいのかもわかるので、モチベーションの向上になるはずです。

ランゲージパスポートというのは CEFR を軸にして言語の記録をしているというところにポイントがあります。細かく言うと職歴とかどこの国でインターンシップを受けたとか、そんなことも書いてあるんですね。そのあたりは CEFR の話だけではないということも重要ですが、CEFR の活用先としてご紹介しました。逆に CEFR に対する過度な期待や誤解ということですが、Can-do いうのは、これまでの言語評価よりもすぐれているわけではありません。この人がどうして B1 ですかといったときには B2 で出来ないことがあるわけです。その B2 で出来ないことって何ですか？というのがまず一つ。これは参照枠で出てきますが、じゃあそれをやるためには今何が足りないんですか？発音が悪いんですか？単語の数が少ないんですか？文法が正確じゃないんですか？　あとは文化的な側面ですね。日本社会の中で不適切な表現を使っているんですか？　そういったこと、どれかを発見して修正していかなきゃいけない。そう考えた時には、教育＝ Can-do でやってしまうとそこが見えなくなってしまうので、しっかりと積み上げてやっていくことが、良い教育につながっていくということになります。

CEFR、参照枠の時に抜けてしまうこととしては、学習者の母語との違いです。中国語母語話者に対する教育、ベトナム語母語話者に対する教育、ここには共通点もたくさんあります。しかしながら母語別に配慮してあげることも必要です。そういうことが抜けてしまうので共通の物差しで何が出来る、出来ないかを測った後に、では出来ないところから出来るように持って行くために、私たち教育者はどうすればいいのか、教育機関としてそれをちゃんと見る機能が備わっているのか、それを校長先生には見ていただきたいと思います。

7　認定申請と参照枠

もしも、教務主任の先生が「参照枠に合わ

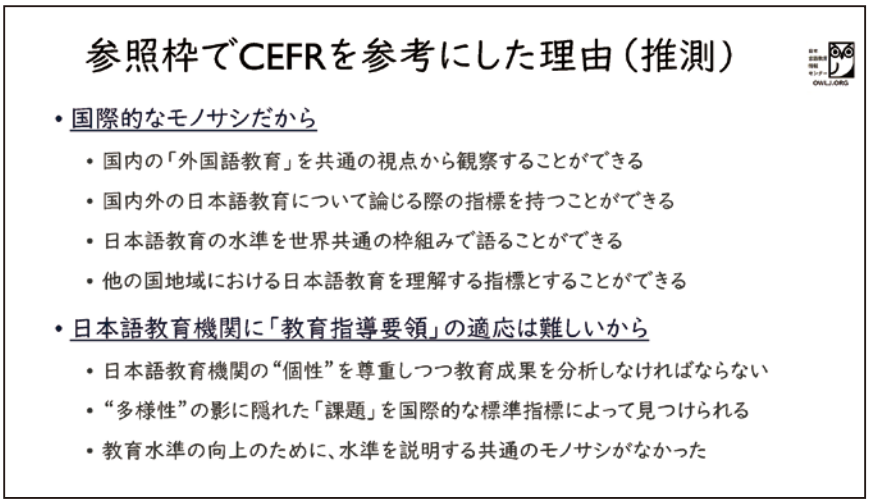

せるために新しい教科書にしました、だから大丈夫です」と言ったら、絶対ダメです。教科書を変えればいいというのは絶対に穴があります。今までやっている教材、教科書、このやり方に私たちは自信を持っています。これを参照枠でしっかりと書き換えました。参照枠で書き換えるのは内容ではなくて表現です。それをしっかり伝わるように、文科省にわかってもらえるように、文科省が求める表現で書く。これが大切なことですね。

ですから管理する側の、運営側の先生方、皆さんには、もし教務主任が教科書変えましたと言ったら、「今までダメだったの？今何か問題あるの？」と聞いてください。それで参照枠のことを言ったら、「いや、参照枠はそういうもんじゃないはずだよ、参照枠はゴールを学習者と共有する、そのための一つのツールで、私たちがどんなことをしているか、ほかの人に説明するためのツールであって、私たちが今やっていることを変えろとは言われてない。変える時間はもったいないから、あと 2 年しかないから、その間にやるんだったら、今までやっていることに自信があるならば、それを参照枠に沿った表現に改めてください」という風に言ってください。そうしないと現場が混乱します。そうやってくれれば現場の先生たちは、あの校長先生、またはうちの別科長はよく分かっているなと思ってくれるはずです。

参照枠は指標としてすごくいいものですよ。いいものなんですけど（あえて“だけ”という言葉を付けてますが）Can-do が新しかったから注目されただけで、でもそれはゴールとしてはいいけれども、教育のプロセスを変える必要があるという指摘ではないということです。いいところとしては、国際的な物差しだからということが一つ。それからもう一つは、進学・転校などの場合を考えたときに、各学校の教育内容が第三者から見てわかるようにするために教育指導要領のようなものが役に立つわけです。でも教育指導要領のようにそこまで縛るというのは日本語教育にはそぐわない。人によって進路が違いますよね。大学院に行くために来た人、専門学校に行くために来た人、大学に行くために来た人、年齢も違う経験も違う人たちが同じ教室で授業を受けるわけです。3 カ月もすれば本当は差が出ます。クラス替えだってしてあげたいです。だけど、今の建てつけではひとつのコースができたらその順番で進むことしか考えられていません。ですので、申請書にはそのように書かなければいけないんです。ここで 20 人、そこで 20 人だけど、ここで 5 人ぐらい脱落するかもしれない。脱落したらこの人はどこに入るんですか？ほかのクラスは 20 人でいっぱいですよ、といったことにならないように、ちゃんと整えて書かなきゃいけないというのがポイ

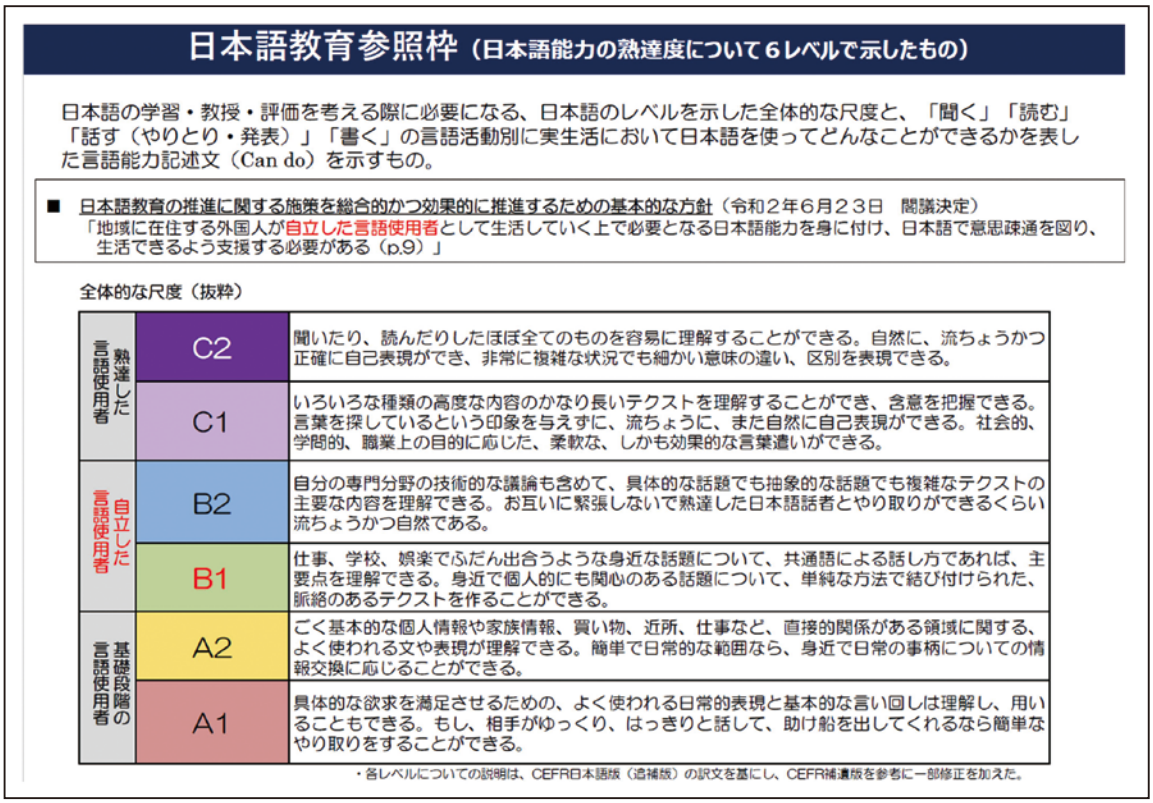

日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について６レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

■ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和２年６月２３日　閣議決定）
「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf

ントではあります。そこをどうやるかは現場の柔軟性ですが、その説明をするときには参照枠がしっかりと使われる、ということになります。

校長先生や役員の立場の方々に覚えておいて欲しいこと。参照枠というのは CEFR と同じで６段階で示します。まず大きく三段階、A → B → C というふうに上がっていきます。A が一番最初の初級で、B、C とだんだんと上手になっています。さらにその中で A の１が始まりで、A の１が終わったら、A の２に行きます。それが終わったら、B の１、その次が B の２、その次が C の１でその次が C の２ということになっていきます。進学して大学などで授業が分かるレベルというのは B2 です。B2 レベルから上が進学可能なレベルというふうに考えられて設定されています。今までの感覚をちょっと引っ張って言うならば、N2 相当ということですね。新聞の記事とかがある程度理解できて、日常会話も、授業も大まかにはちゃんとついていけるレベル。会話も日常的なものについては流暢にちゃんと話せて、作文もある程度、レポートなども書くための素養が備わっているということを考えて設定されています。

もし面接審査の時に校長先生として皆さんのどなたかが行って、参照枠について「知らない」と言うと見識がないと言われるので、５つぐらいポイント上げますので、これをぜひ覚えてください。まず一つ目として大切なのは社会的な存在として学習者を見ること。「これが新しいところですよね」と言ってください。そうしたら審査員は「ちゃんとわかってるな」と思うでしょう。今まではお客さんだったんですね。日本にやって来て、日本の社会の中の人ではなくて、日本の社会のお客さんだった。でも実際に

はコンビニで働いているなど、いろいろなところでお世話になってるわけです。そういった意味で社会的に活動している人で、その人がどんな言葉を使っているかということを軸に評価していくということが大切なことです。日本の社会の今の構成員の一員であるという見方。ここが一つ大きいと思います。

そして２つ目なんですが、母語話者を基準にしてネイティブレベル、つまり母語話者と同じになるという考え方は CEFR も参照枠でもしていません。母語話者のレベルってわからないでしょ？　私と皆さんもたぶん違うと思います。私は皆さんの予想通り日本語力は低いです（笑）。ですから、そういう意味では母語話者を軸にするというのは、まあ外国語を勉強する時にネイティブみたいになりたいというのはあると思うのですが、母語話者を目指すという言い方はしません。それから、「あの人どれくらいのレベル？　母語話者の一歩手前かな？」 そういう言い方だとわからないので、そうではなくて「新聞は全部読めるよとか、ニュースが全部わかるよ」と言うことができる。そういった形のことを表現するので、母語話者という言葉を避けていることが２つ目です。

３つ目は文法とか単語とかをやっているわけじゃないよと。例えば小学校、中学校、義務教育を受けたら約 2000 の漢字が出来るという言い方になるのですが、これは知識量を説明しているだけで、何が出来るかを表すことはしない。参照枠では買い物が出来るとか、道を聞くことが出来るとか、そういったことを言語活動別で記述して、このレベルはこれが出来るといったように説明をしています。

４つ目は、今まで四つ、読む・聞く・話す・書くというのが言語活動としてありましたが、参照枠では話すが二つに分かれて五つになっています。で、話すがどう分かれたかというと、一つは「発表」。今私は一人で発表していますが、これに対して人と言葉を交わしながら話を続ける、「やり取り」をするというのがあって二つになり、全部で五つなりましたと言ってみてください。それ以上突っ込んできたら、その先は教務主任に任せていますからと言ってください。そうしたら大丈夫なはずです（笑）。

さらにここも微妙になっていますが、B1 というレベルではまだ足りなくて、B2 レベルになれば大学で勉強できます。ですから私たちの教育機関は、留学進学の場合は、B2 を目指しますと言います。もし誰かが書類を間違えて、“N2 を目指します”と書いてあったら、

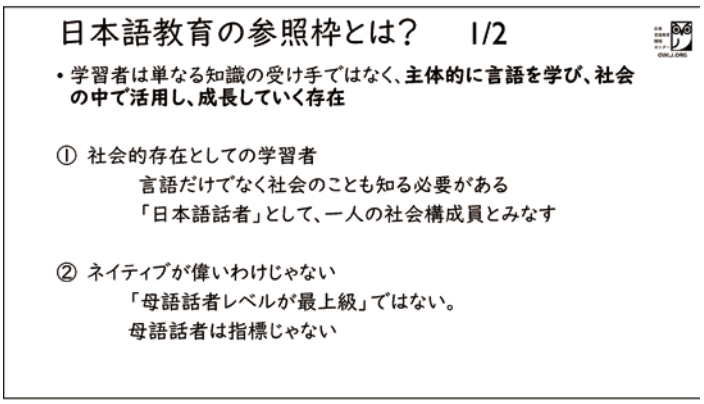

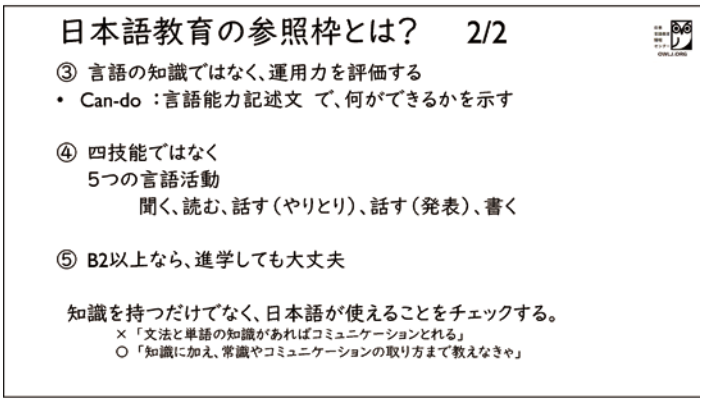

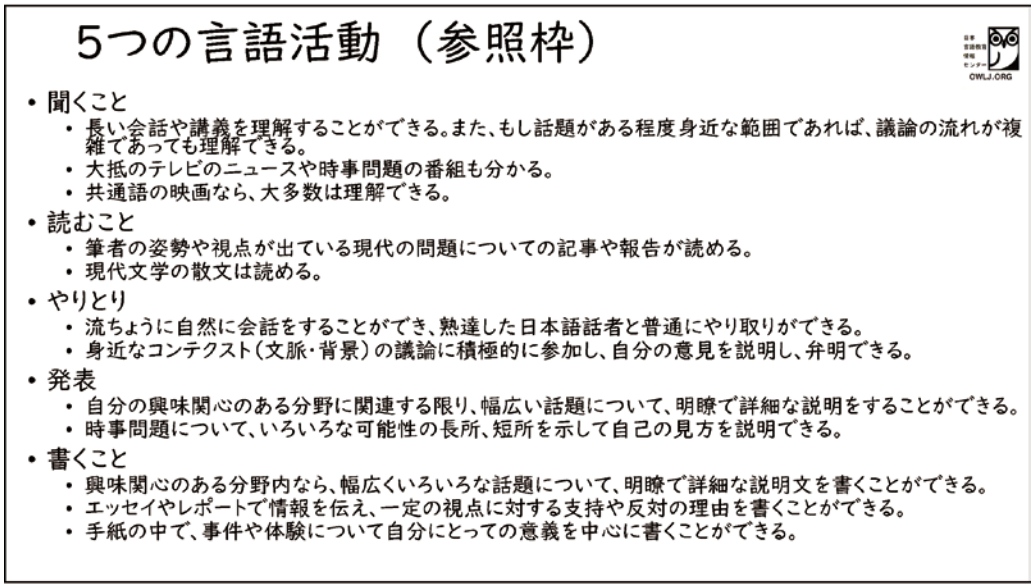

それは誤植です。あとで訂正しますからと即座に言ってください。校長先生の立場の方がそんな風に言えば、いい学校だねってなりますから。知識を持つだけではなくて、日本語が使えることをチェックするというのがポイントですよ、というふうにお話しいただければ、「この学校の設置者、校長先生の立場の人は、教育のことを凄くわかってらっしゃる」ということになります。

8　登録日本語教員について

次の噂はちょっと私が耳にした話で、これは誤解ですよということでお話しします。よくあるのは「弁護士みたいなすごい資格ができたんでしょうっていう。」と、まあ、そうなって欲しい気持ちもありますが。実際に具体的な例として、私はボランティアでも教えていますが「街のボランティア日本語教室、ボランティアがいなくなりますよ、西川さんは資格取れるからいいけど、私たちクビになるのよね」と言われたりします。企業で教えている、研修などで日本語を教えている先生方からは「資格の取り直しになっちゃう、嫌だなあ」といった話だったり、「あの人は日本語を教えていないのに大学の教員だから資格取れるよね、どういうこと？」って言う人もいます。

これに答えていくと、ボランティアはなくなりません。認定の教育機関ではないので、自由に勝手にやればいいわけです。オンライン教師などもそうですね。大学の先生たち、日本語の授業をやっていないのに、いいの？　いいんです。大学だから細かいことはないんです。

で、「新しい教材になるみたいだから古い先生クビになっちゃうの？」とか、「給料上がるの？」、「参照枠以外の教育やったらダメなの？」、「今まで使った教材だめになっちゃうじゃない」ということを言う人がいます。

教授法の話は誰もしていません。出口をしっかりと、N1 など試験の結果ではなくて、参照枠に沿って出来ることで、〇〇が出来る、ということでやってください。あそこの大学に合格したからというのではなくて、しっかりと教育の中でカリキュラム、シラバスの中で証明してください。

「給料上がるの？」。別にそんな保障ありませ

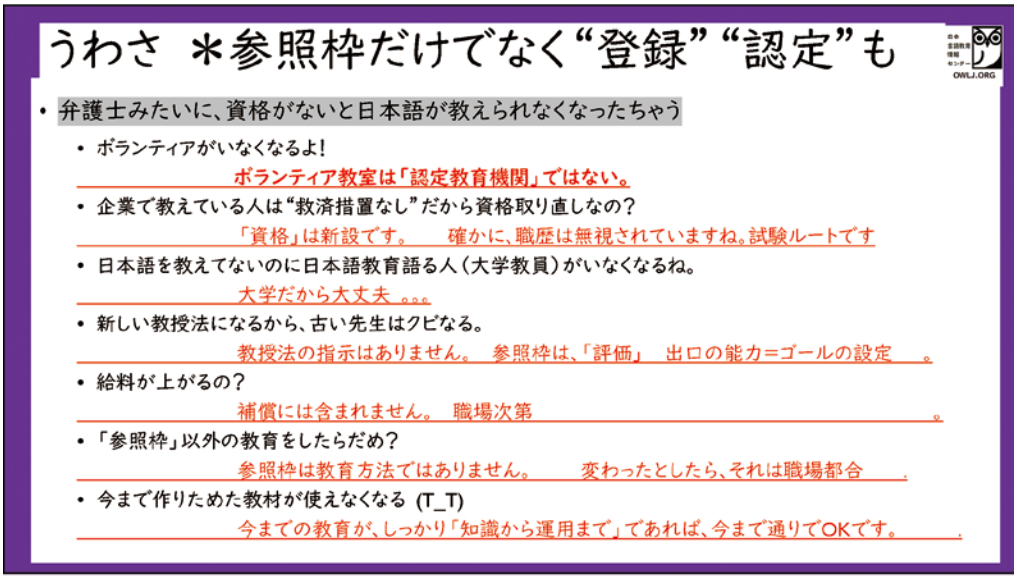

ん。職場次第です。「参照枠以外の教育しちゃダメですか？」。そんなことはありませんが、でも実際結構聞きます。「うちの職場、なんかいろいろ変わるのよ。研修、研修ってお金くれないのに研修だけあるのよ。」よく聞いていると、さっきのダメな学校ですね。「教科書変えます」「どうしてですか？」「参照枠です」「だから先生たちもやり方変えてください」。参照枠の名のもとに関係ないことをしています。もしかしたらその教務主任が、何か据え兼ねるものがあって、この先生たちはダメだと思っていたとか、この際叩き直してやろうと思っていて、いいチャンスということかもしれません。ただし、参照枠のせいではありません。ですから校長先生がこの話を聞いたら、「あなたがやり直したいのはわかるけど、参照枠のせいじゃないよね。」とちゃんと言ってあげてください。

「今まで作った教材がダメになるの？」なりません。ひとつ前の話のところになりますが、職場がやり方を変えると言ったら仕方ありません。教務主任が変えると言ったらちゃんと合わせてあげて欲しいとは思います。　今までの先生方が作った教材、小テストのプリントなどを全部捨てるといったようなことは考えないでください。それはちゃんと使えるはずの良いものですので、使ってほしいと思います。

参照枠に関係がありそうなものだけちょっと集めると、噂はもうちょっと続きます。

認定を受けるのに、「教科書によって落ちるとか落ちない」といった話があります。それから「学習者の母語に対応できないと落ちるんですか？」とか、「アルバイト先を紹介できない学校はダメなんですか？」とか、「参照枠について面接で答えられないと落ちるんですか？」とか、「面接に来る先生が知り合いだったら受かるんですか？落ちるんですか？」とか、そんな話もよく聞きます。

教科書云々ということはまずありません。それから知り合いが来たら落ちるとか受かるということもありません。参照枠について面接で答えられないと落ちるかもしれません。さっきの五つを覚えておいてください。

別科についてですが、「別科は認定を受けなくてもいいですか？」ということがあります。先ほども説明がありましたが、専ら日本語教育を行う、ということであれば受けなければ

いけません。交換留学などであれば受ける必要はありませんが、受けなくていいという話と参照枠のことを知らなくていいという話とは全然違います。参照枠は共通言語として絶対に知らなければいけません。うちは申請しないから参照枠のことはどうでもいいんだとなってしまうと、先ほどお話ししたランゲージパスポートとか、差別を無くすといった効果が無くなってしまいますので、日本語教育に携わる人は、教師以外の人もすべて参照枠について理解をしていただきたいと思います。

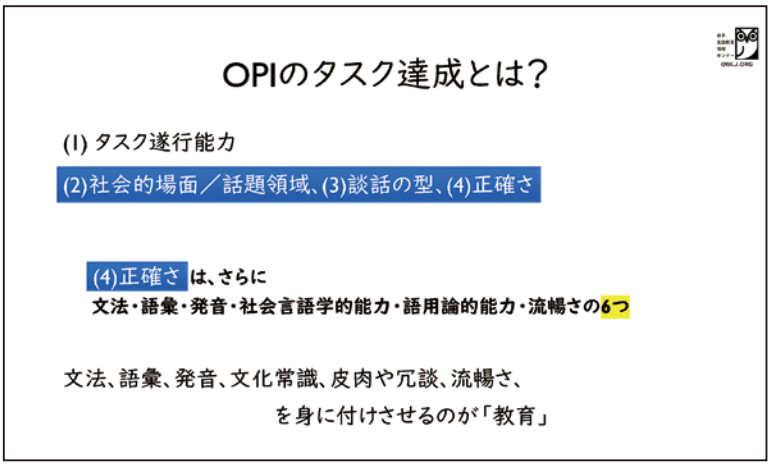

9　Can-do と科目設定

まず OPI の話だけさせてください。参照枠で大切なのは A1 から C2 まで 6 段階の今どこのレベルですか？ということが共通で言えることが一つ大切です。教育の現場で大切なのは、ここから次のステップに行くために、今あなたは何が必要なんですか？ということを体系化してピックアップしなければいけません。それについては OPI が細かく定義をしているのでご紹介したいと思います。

OPI というのは口頭の言語表現テストなんです。テストの時の結果は Can-do の考え方で、あなたはこのレベルですという言い方をします。一方で何が駄目だったかということの説明もしなければいけません。教育者としては形成的評価的な考え方から、これができれば次のところに行けるよ、これが足りないからこうだったねという話をして、じゃあこれを勉強しましょうということという、その「これ」をどういうふうに考えているかということですね。タスクというのについて、安定して何ができるかということに三つの脚を立てています。その三つのことがちゃんと出来ていればタスクが達成できるよねということです。その三つが何かというと、「社会的な場面とか話題に付いていく力」、それから「談話の形が作れること」、そして「正確に話せること」。でもこれで終わらないんです。じゃあその正確さってなんですかと言った時に、文法、語彙、発音、社会言語学的能力、語用論的能力、流暢さという 6 つが必要であるとなります。

教育の現場ではこういうことを一つ一つ取り上げて授業をしていかなきゃいけない。そのときにちょっと問題になってくるのが「科目」です。私はボランティア日本語教室、大学別科、それから日本語教員の養成、これ全部係わってきていますが、その中で「漢字」という科目を作っている授業があるんですよ。皆さんの学校の時間割を見てください。月曜日の一時間目「漢字」とか、水曜日と木曜日は「文法」とか、金曜日「会話」とかあると思います。会話は書きやすいからいいんです。だけど認定申請の書類を作るときに科目の立て方でちょっと悩むかもしれません。実際に授業の中で、それから成績を出すときに、「漢字」もしくは名前を変えて「日本語 1」が何点、評価を A とか B とか C とかって付

けいてたら、それぞれの説明をしないといけないんです。この科目が A だと Can-do で何が出来るんですか？と説明しなければいけない。ですから授業の組み立ての時に、成績の出し方とかそこで齟齬がないように考える必要があります。そのときに、この文法とか語彙とか発音というのをどこに入れるかということを、ちゃんとシラバスとして立てて、カリキュラムを組んでいくということが大切になってきます。バックワードデザインということがよく言われていますが、目標に向けて必要なものをしっかりと、文法とか語彙とか切り分けて、授業のプランを作っていくことが必要になってきます。

教育課程での変更は最小限にしてください。それから現場の先生方が、新しい物に乗換えたりすることについては、ちょっと落ち着いて、この２年間はまず今あるものをしっかりと、認定のお墨付きをもらえるように説明を変えていくことに力を入れていただけるように、校長先生や役員の方、一言おっしゃってください。よろしくお願いいたします。

認定申請書を書くときは、文科省の資料や指針として出されているものの表現をしっかり使って、独自のものは書かないほうがいいです。自分の教育はすごく素晴らしいとアピールしても、審査する方からすると、でもこの基準はあっているの？となります。審査はあくまで基準にあっているかどうかということに力を入れるので、実際に提示され出されている表現をうまく活用してください。

N1 なのに電話番もできないというクレームが事務所に入ることがあるらしいです。JLPT には会話の試験はないんですよ、と答えているそうですが、ちょっとクレームに対するピントが外れていますよね。それが B2 レベルになってくると B2 レベルなのに電話番も出来ないと言ったら、それは B2 レベルの判定を出した人が間違っていることになります。評価をしっかりと考えることは、やはりこれは質の向上につながりますので、ぜひ皆さんにそのあたりを覚えておいていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

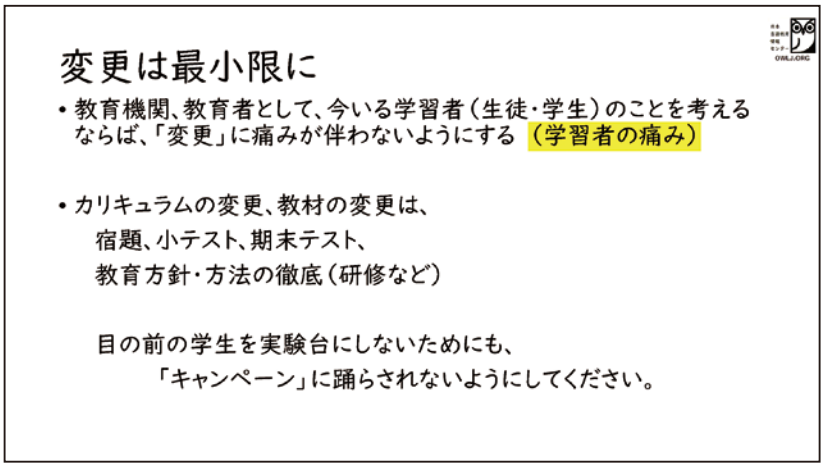

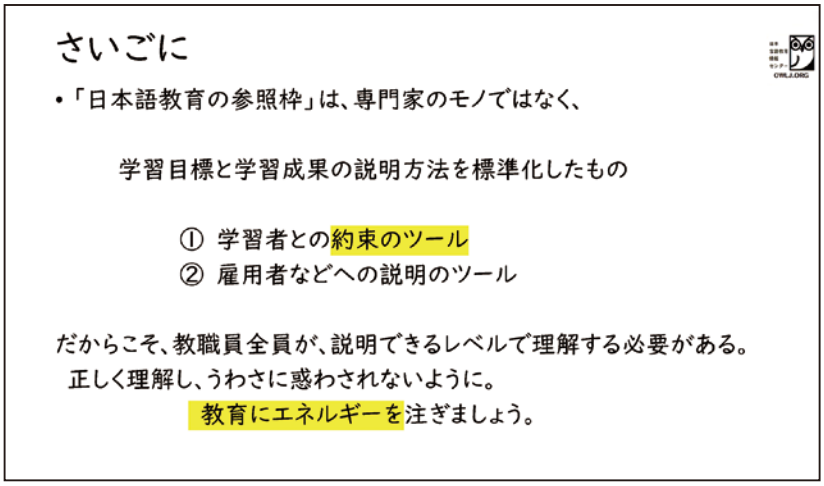

新制度における認定日本語教育機関の活用
～類型ごとの活用とその課題～

日本語教育推進関係者会議（第７回）森下明子 委員の発表より

よろしくお願いします。学校法人アジアの風岡山外語学院の森下です。「新制度における認定日本語教育機関の活用～類型ごとの活用とその課題～」という内容で、これから新制度において認定申請を行う日本語教育機関として、また、日本語教育機関の団体において活動している立場からお話をさせていただきます。

日本語教育機関の現状

１ページ目を御覧ください。まず、日本語教育機関の現状についてお話をします。最初のグラフは機関別留学生在籍者数です。JASSO の最新データによると、昨年、2023 年 5 月 1 日現在で、コロナで減少した留学生が戻ってきて、留学生は全体で約 28 万人となっておりまして、そのうち日本語教育機関の留学生は約９万人と、全体の３割以上を占めております。また、日本語教育機関の約８割の卒業生は高等教育機関に進学していることを考えると、高等教育機関に在籍する留学生のうち、日本語教育機関からの卒業生がかなりの割合を占めていると考えられます。

２ページ目を御覧ください。先ほどの日本語教育機関の約９万人の留学生の国籍内訳と在籍者数、また教員数の推移です。日本語教育機関の在籍者数は、コロナ後、順調に回復し、コロナ前を上回っております。一方、日本語教師の数は、コロナ以前から教員不足が深刻でしたが、コロナ後の需要の増加に対して追いついておらず、教員の養成が追いついていない状況です。国籍については、円グラフのとおり、中国、ネ

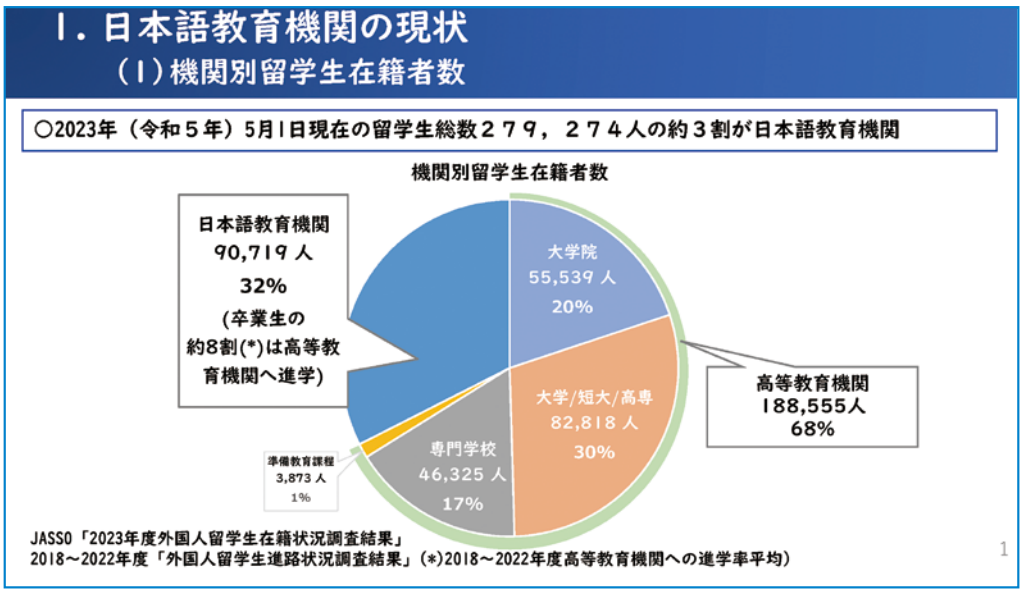

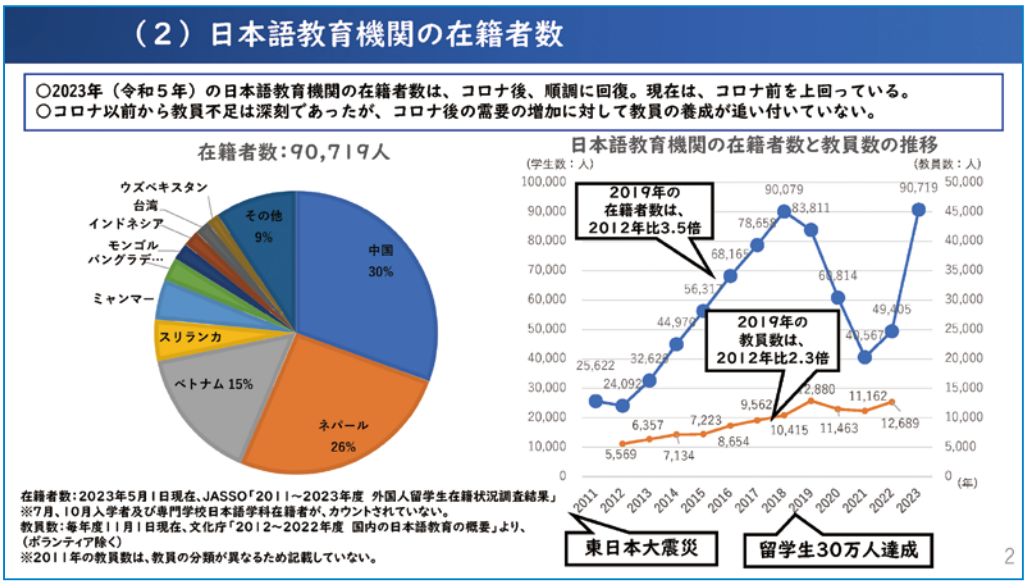

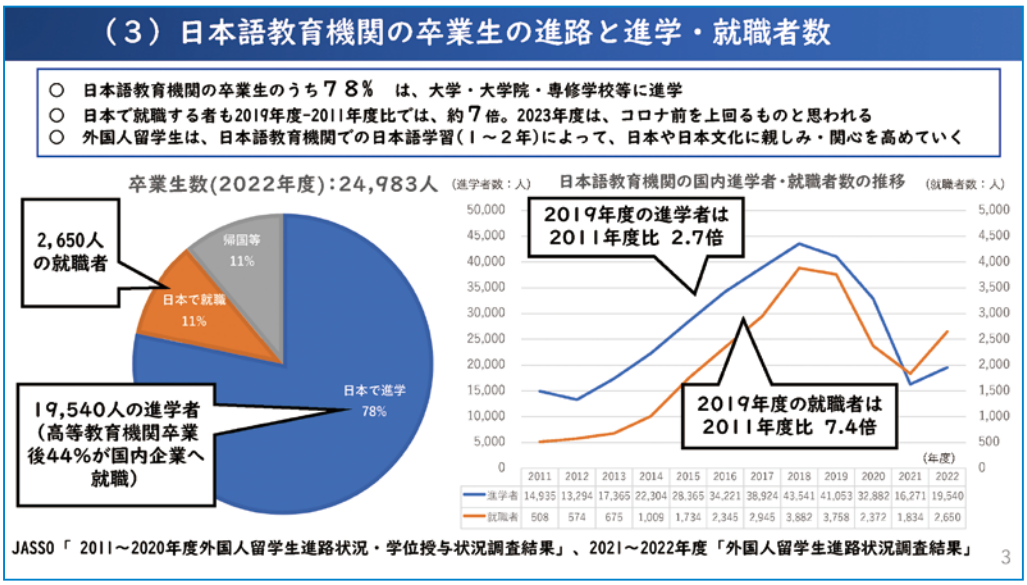

パール、ベトナムの順ですが、近年、ネパール、スリランカ、ミャンマーからの留学生が増えており、一方、ベトナムの留学生が減少傾向です。

3 ページ目をお願いします。日本語教育機関の卒業生の進路と進学・就職者数です。最新のデータ、2022 年度の日本語教育機関の卒業生のうち 78%は、大学、大学院、専修学校等に進学しております。そして、この高等教育機関に進学した者のうち 44%は国内企業に就職していきます。また、日本語教育機関から直接日本で就職する卒業生は 11%で、年々比率が増加しております。このグラフの 2022 年度卒業生のデータはコロナの影響を受けておりますので、コロナ前の 2019 年度の数と 2011 年度の数を比較したところ、直接日本語教育機関から国内企業に就職する学生は約 7 倍と増加しております。また、直近の在籍者数が激増していることから考える

と、2023 年度に直接国内企業に就職する学生はコロナ前を上回る数になると思われます。そして、日本語教育機関での日本語学習により、日本や日本文化に親しみ、関心を高め、日本社会適応教育もしっかりと学んだ留学生は、日本社会に大変貢献し、我々と共に日本を支えてくれる貴重な人材となっております。

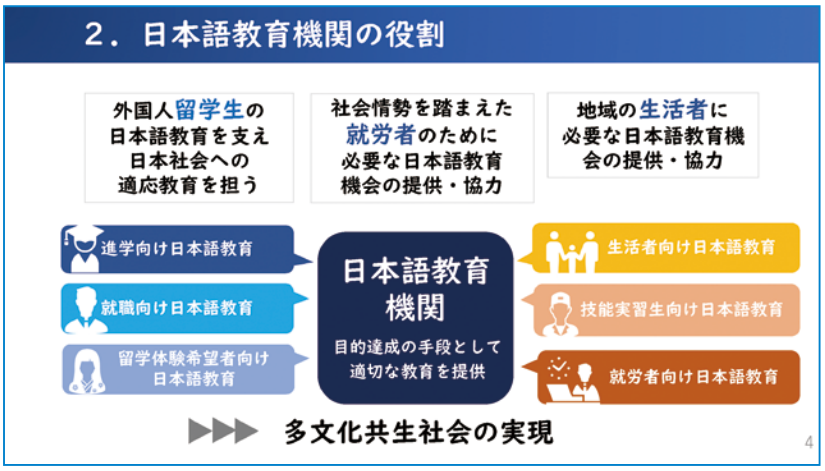

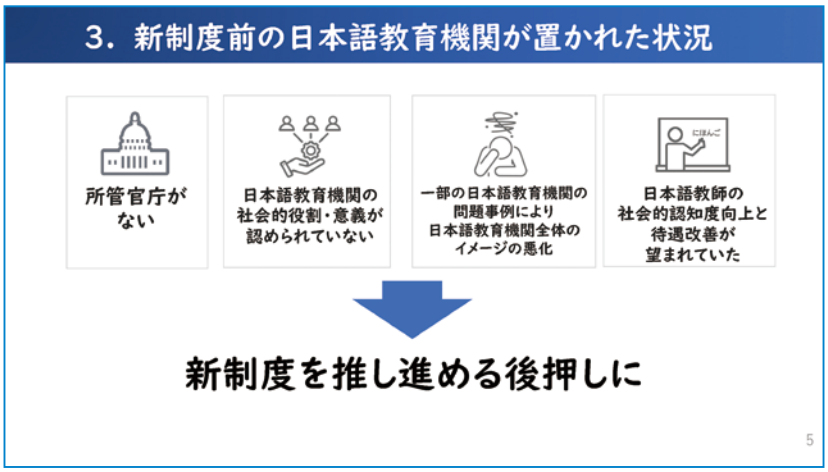

4 ページ目を御覧ください。我々日本語教育機関は日本語教育の専門家集団であり、日本語教育の中核を担っておりますが、それだけではなく、留学生を含む外国人材の日本社会への適応教育という役割も担っております。そして、留学生の日本語教育が中心ではありますが、就労者への日本語教育、生活者への日本語教育等々、様々な外国人材への日本語教育を実施しており、今後の日本が目指す多文化共生社会の実現のために不可欠な日本語教育インフラとなっております。

日本語教育機関と認定法

5 ページ目を御覧ください。新制度がなぜ望まれたのかをお話しいたします。今まで説明させていただきましたとおり、日本語教育機関は、国際人材獲得施策としての留学生誘致の入り口、また、地域・企業の外国人材の日本語教育を担ってきましたが、その社会的意義や役割はほとんど理解されていませんでした。そして、一部の日本語教育機関の問題事例により、日本語教育機関全体のイメージは非常に悪いものでした。さらに、2020 年からのコロナによる断続的な入国制限により、日本語教育機関は経営的に大打撃を受けましたが、所管官庁がなかったため、救済策がなかなか取られず、大変苦労しました。また、日本語教師の社会的認知度の向上と待遇改善が望まれておりました。今回の新制度により社会的役割、意義が認められ、所管官庁ができたことにより、活用と振興の対象となることを期待しております。

6 ページ目を御覧ください。我々日本語教育機

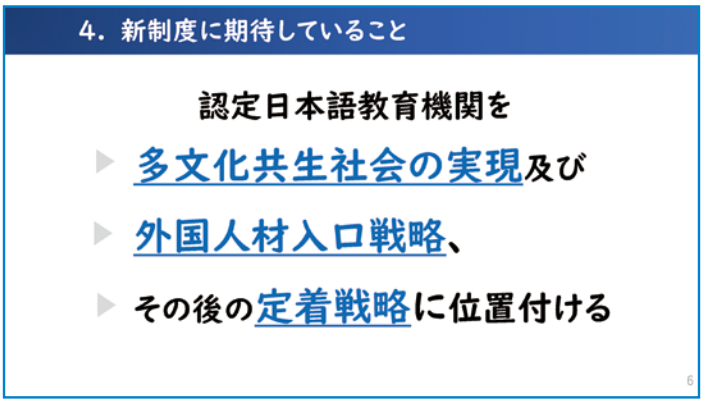

関は、現在、経過措置期間の 5 年をかけて認定日本語教育機関に申請します。我々がこの新制度に期待していることは、認定日本語教育機関を多文化共生社会の実現及び外国人材入口戦略、その後の定着戦略に位置づけるということです。

7 ページ目を御覧ください。この認定日本語教育機関における外国人材の入口戦略・定着戦略の具体的な話をする前に、現在の主な外国人材の流れと日本語能力要件について御説明します。こちらのフロー図を御覧ください。留学の場合は、この図のとおり、イングリッシュ・トラック等以外は、国内企業で就職できるレベルの日本語教育が受けられる流れとなっております。一方、留学以外の中長期ビザの外国人材については、特定技能以外は特に日本語能力要件が課されていないのが実情です。日本は日本語能力なしに就職できる企業はまれで、国内企業に就職する場合にはどうしても日本語能力が必要です。なお、この留学ビザのところから出ている矢印のところにありますが、留学生は現在、日本語教育機関に入学する際には、母国大学卒の方は日本語能力要件はございませんが、それ以外の場合は N5 相当もしくは 150 時間の日本語学習歴が必要となっております。これは日本語要件ではなく、日本留学における勉学の意思と能力を示す指標として使われておりますが、日本語教育業界としましては、日本留学をいざなう上では、日本語要件を課すことなく、広く受け入れる必要があると考えており、勉学の意思と能力を示す指標については今後検討が必要であると考えております。

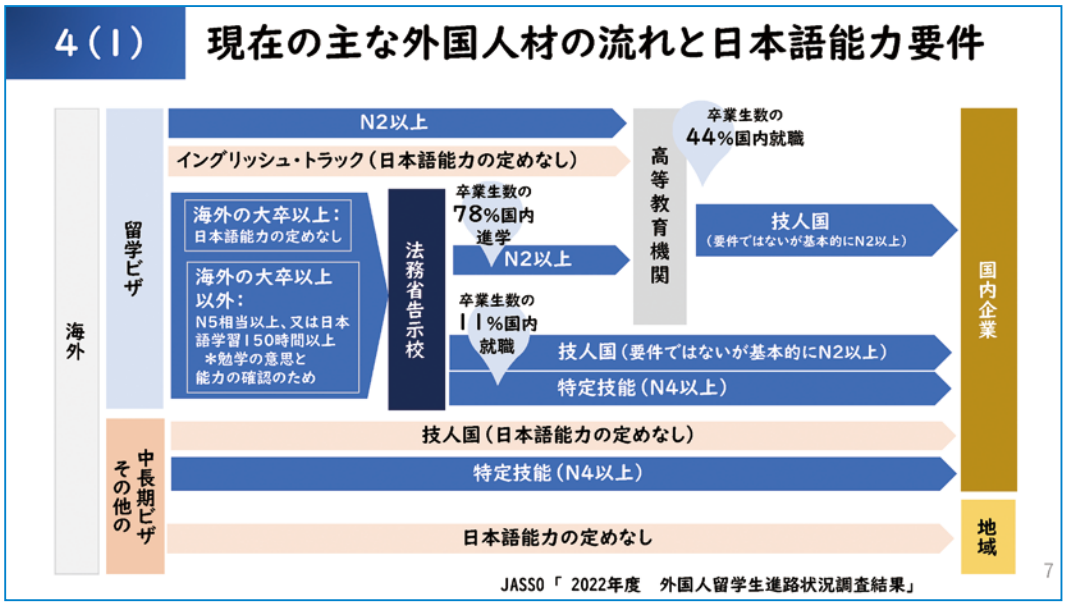

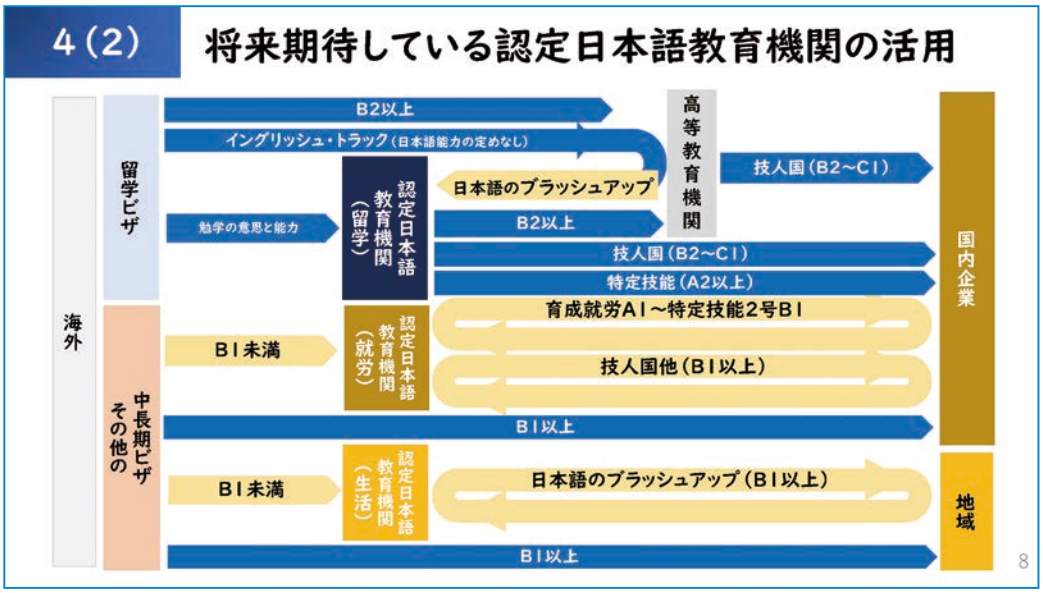

新制度における日本語教育の3カテゴリー

8ページ目をお願いいたします。こちらは、新制度移行後に期待している留学、就労、生活の認定日本語教育機関の活用を示した図です。日本語能力指標としては、従前の日本語能力試験にひもづいたN1からN5ではなく、新制度において用いられる日本語教育参照枠での指標により記載しております。イングリッシュ・トラック等で日本語教育が十分でない留学生や、自立した言語使用者であるB1レベルにない外国人材に対しては、認定日本語教育機関を活用し、就労、生活をしながらB1レベルまではしっかりと学べる体制を期待しております。

9ページ目をお願いします。それでは、ここから、8ページ目で示した図を含めた認定日本語教育機関における外国人材の入り口戦略・定着戦略の具体案を、留学、就労、生活と類型ごとに説明していきます。

日本語教育3つのカテゴリーのうちの「留学」

10ページ目です。まずは認定日本語教育機関・留学における入り口戦略・定着戦略についてお話しします。入り口戦略・定着戦略として、留学生に対する国からの奨学金の拡充及び企業からの奨学金に対する支援が必要と考えます。まずは奨学金の拡充についてですが、コロナ明けで日本語教育機関の留学生の在籍者数が過去最高になっている状況、そして今後の定着戦略も

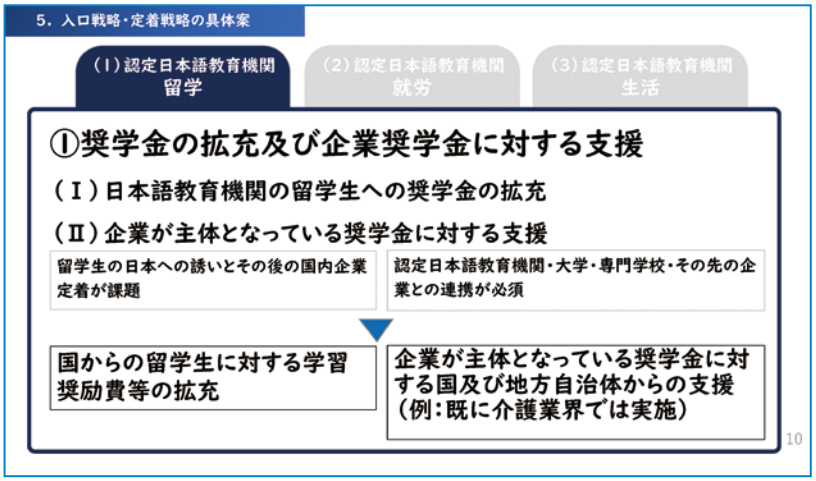

しております。日本語教育機関、大学・専門学校、介護施設が連携して外国人材を受け入れております。介護施設が日本語教育機関、高等教育機関の学費等に対して貸与型奨学金を出し、5 年勤務することによって返済不要となります。また、国・地方自治体が介護福祉士修学資金貸付制度等として、学生本人経由の支援と介護施設を直接支援することによって、介護施設の奨学金に対して一部支援を行っております。介護業界のみならず、人材不足の業界においても、認定日本語教育機関、高等教育機関、企業が連携したスキームの奨学金に対する、こういった国・地方自治体の支援が広がることによって、外国人材の日本へのいざないにつながると考えております。

踏まえ、国からの学習奨励費の拡充が望まれます。また、企業の奨学金に対する国・地方自治体の支援についてですが、認定日本語教育機関、高等教育機関、企業の連携が必須です。その成功事例として、介護業界においては企業が海外からの人材獲得のための奨学金を出しており、その奨学金に対して国・地方自治体が学生を通じて、また直接企業に支援を行っております。

11 ページを御覧ください。こちらのスライドでは、先ほどの事例として、介護の事例を記載

12 ページ目を御覧ください。2 つ目の入り口戦略・定着戦略は、大学等在籍の留学生の日本

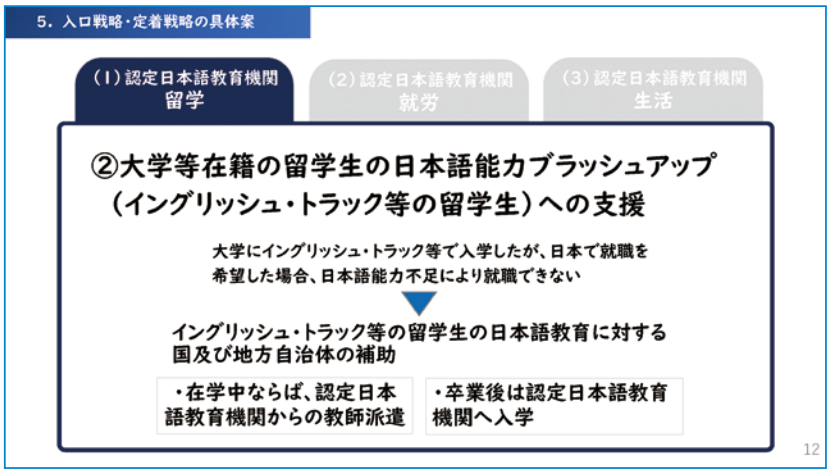

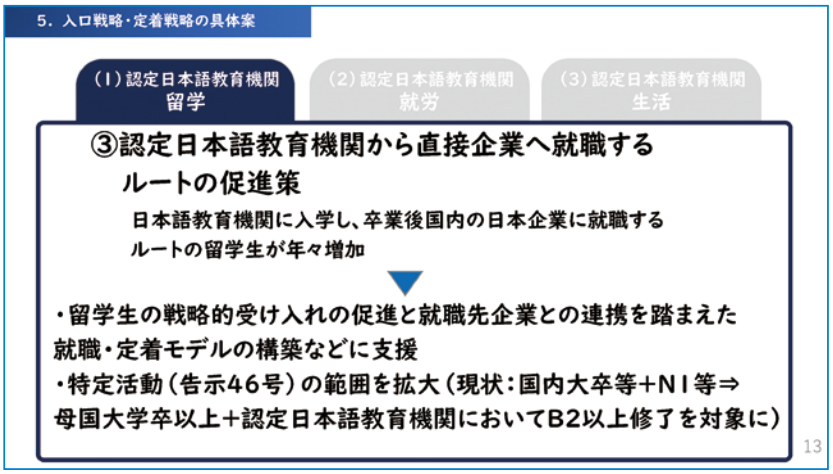

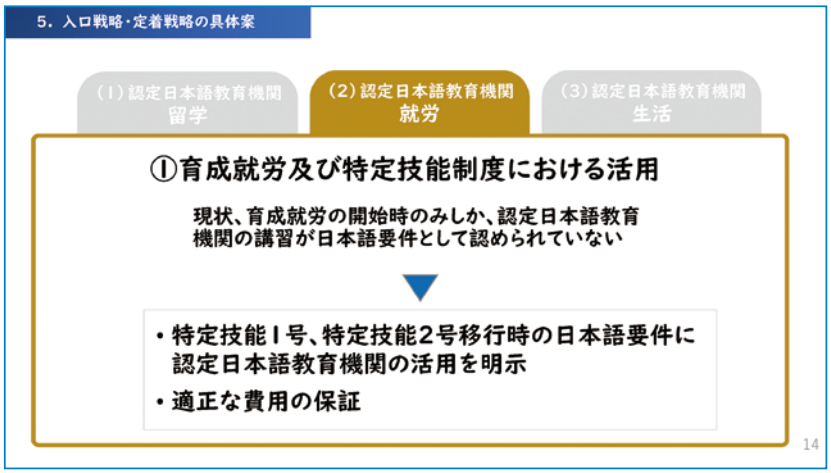

語能力ブラッシュアップへの支援です。大学にイングリッシュ・トラック等で入学しましたが、日本で就職を希望した場合、日本語能力不足により就職できない事例が少なくありません。定着支援として、イングリッシュ・トラック等の留学生の日本語教育に対する国及び地方自治体の補助が必要ではないかと考えます。具体的には、在学中は認定日本語教育機関からの教師派遣、卒業後は認定日本語教育機関への入学についての補助により日本語能力を上げて、日本就職を現実のものとします。

13ページ目を御覧ください。3つ目の具体案は、認定日本語教育機関から直接企業へ就職するルートの促進策です。3ページで説明いたしましたが、このルートで就職する留学生が年々増えております。促進策としてまずは、留学生の戦略的受入れ促進と就職先企業との連携を踏まえた就職・定着モデルの構築などへの支援をすることが考えられます。また、現状、日本国内大学卒プラスN1等で特定活動46号にて在留できますが、その対象範囲を海外の大学卒以上プラス認定日本語教育機関においてB2以上修了等に範囲を広げるということにより、入り口戦略・定着戦略につながると考えます。

日本語教育３つのカテゴリーのうちの「就労」「生活」

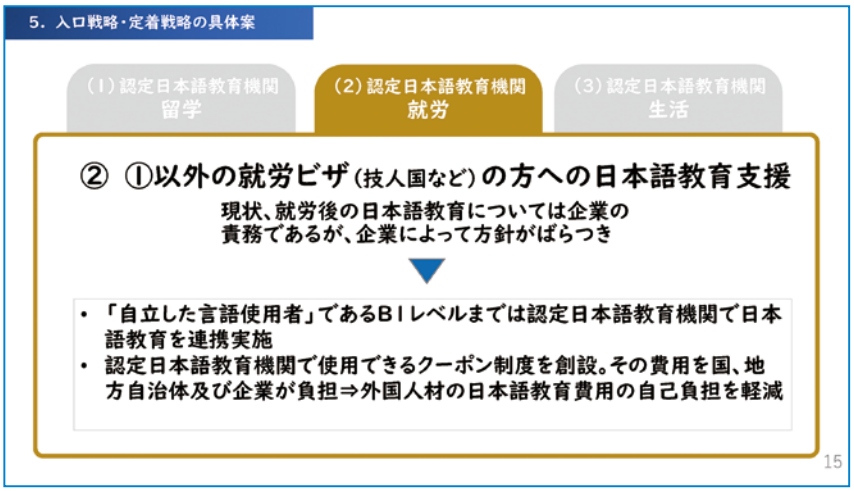

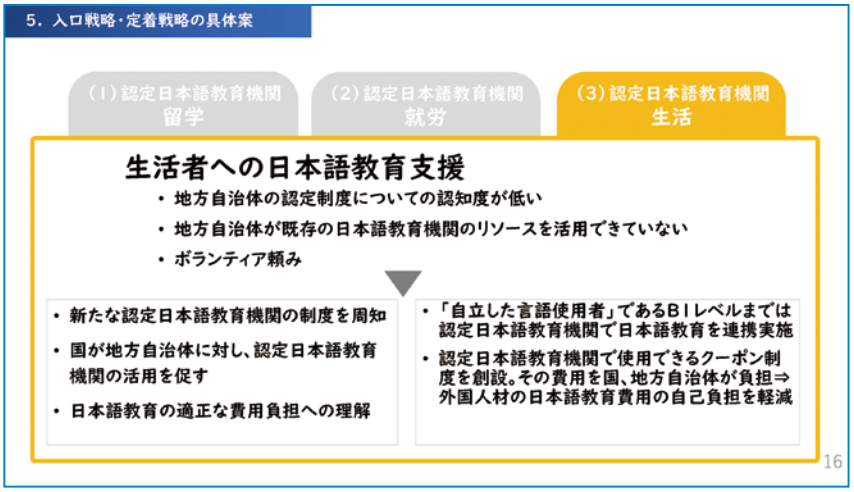

14 ページ目を御覧ください。続いて、認定日本語教育機関・就労についての入り口・定着戦略です。1 つ目は、育成就労及び特定技能制度における活用です。現状、育成就労の開始時のみにしか認定日本語教育機関の講習が日本語要件として認められておりませんが、制度がスタートするまでに、特定技能 1 号、2 号移行時の日本語要件に認定日本語教育機関の活用を、そして、活用する際は国が日本語教育の実施に係る適正な価格設定を示すなどの検討が必要だと考えております。

15 ページです。認定日本語教育機関・就労の 2 つ目は、前のページでお話しした以外の就労ビザの方への日本語教育支援です。現状、就労後の日本語教育については、推進法上は企業の努力義務となっておりますが、企業によって方針にばらつきがあります。自立した言語使用者である B1 レベルまでは、認定日本語教育機関で日本語教育を連携実施することが必要だと考えます。認定日本語教育機関で使用できるクーポン制度を創設し、その費用を国、地方自治体及び企業が一部負担することにより、外国人材が支払う日本語教育費用の自己負担を軽減すべきと考えます。

16 ページ目です。認定日本語教育機関・生活の入り口戦略・定着戦略です。現在、地方自治体が新制度についてあまり認知していないこと、地方自治体が既存の日本語教育機関のリソースを活用できていないこと、ボランティア頼みであるといった課題がある中、国が新制度を地方自治体に周知し、認定日本語教育機関の活用を促す必要があると考えます。それには、日本語教育の重要性の理解と日本語教育には適正な費用が発生するという理解が重要だと考えます。こちらも就労者と同じく、認定日本語教

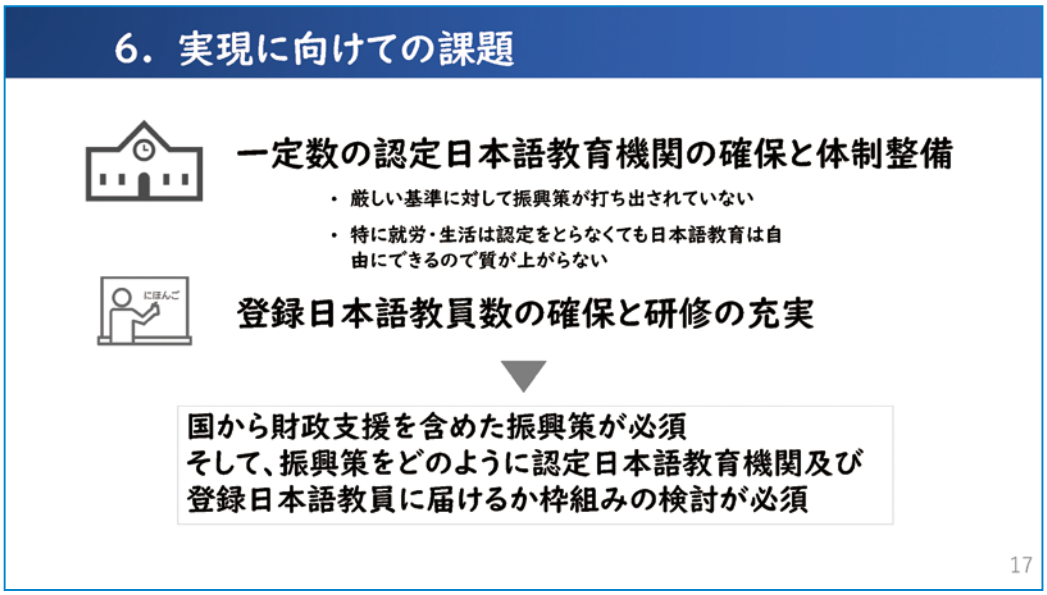

育機関で使用できるクーポン制度を創設し、その費用を国・地方自治体が一部負担することにより、外国人材が支払う日本語教育費用の自己負担を軽減すべきと考えます。

日本語教育機関における今後の課題

17 ページです。今まで認定日本語教育機関での入り口戦略・定着戦略での具体案をお話ししましたが、最後は、その実現に向けて課題となっていることをお話しします。2 つあります。

1 つは、一定数の認定日本語教育機関の確保と体制整備です。新制度においては、既存校であっても新規校と同様に申請しなければなりません。留学生が急激に戻ってきており、学校ではその対応に追われている中、膨大な申請資料の作成は現場の大きな負担となっております。また、教師不足の中、専任教員の確保や日本語教育参照枠をベースとしたカリキュラムの作成など、厳しい基準での手続を余儀なくされている一方、現在、振興策が打ち出されておりません。そして、認定日本語教育機関・留学については、認定を取らなければ留学生を受け入れることができなくなりますが、就労者、生活者に対しては、認定を取らなくても日本語教育を自由にできますし、制度的な活用の道筋が見えない中で、厳しい条件、基準をクリアしてまで認定日本語教育機関・就労及び生活を取るメリットが現状ありません。質の高い認定日本語教育機関を確保するためには、厳しい条件をクリアした認定日本語教育機関に対して振興策、活用策を明示することが重要だと考えております。

もう一つの課題は、登録日本語教員の確保と研修の充実です。2 ページ目でお話ししましたが、留学生が戻ってきても、日本語教師の数は追いついておりません。そんな状況の中、現職日本語教師も、5 年の経過措置の中、試験を受け直したり講習を受けたりしなければ、認定日本語教育機関で働くことのできる登録日本語教員になることはできません。また、新たに日本語教師になる試験も、今までは最大、年 4 回教師になる道があった一方、現状、年に 1 回の試験となっております。認定日本語教育機関を活

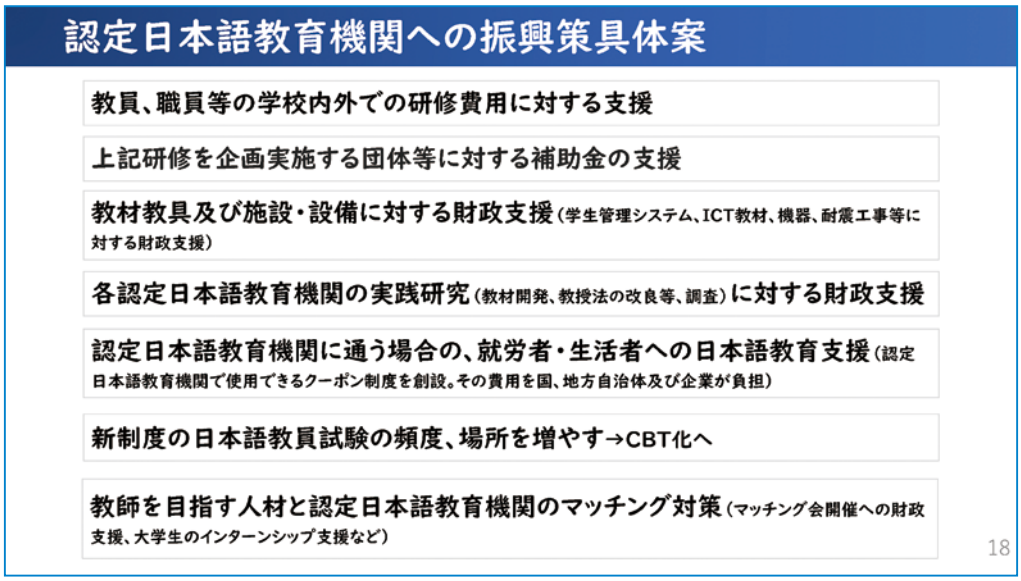

用する上でも、登録日本語教員の確保とその後の質の確保のための研修の充実が課題です。

この 2 つの課題解決のために、国から財政支援を含めた振興策が必須であると考えます。そして、振興策をどのように認定日本語教育機関及び登録日本語教員に届けるか、枠組みの検討が必須です。特に、日本語教育機関は多様な設置形態となっております。どのような仕組みで多様な設置形態の日本語教育機関に振興策、財政支援を行っていくのかについての検討は非常に重要だと考えております。

日本語教育機関への支援策

18 ページです。振興策の具体案です。教員、職員等の学校内外での研修費用に対する支援、その研修を企画実施する団体等に対する補助金の支援、教材教具及び施設・設備に対する支援、各認定日本語教育機関の実践研究に対する支援、新制度の日本語教員試験の頻度、試験会場を増やす、そして CBT 化への対策、教師を目指す人材と認定日本語教育機関のマッチング対策などが考えられます。繰り返しになりますが、現在、認定日本語教育機関申請に向けて準備をしている日本語教育機関にとって、認定日本語教育機関になった後にどのような振興策があり、活用されるのかを明示することは非常に重要だと思っております。今後、推進法の基本方針の見直しも控えております。基本方針の中でも認定日本語教育機関の振興、活用の検討が必要だと考えております。

私からは以上です。ご清聴ありがとうございました。

森下明子（もりしたあきこ）
日本語教育機関団体連絡協議会事務局
(一財) 日本語教育振興協会　理事
(一社) 全国各種学校日本語教育協会　理事
(一社) 全国日本語教師養成協議会　理事
留学生教育学会　理事
日本語教育推進関係者会議　委員
学校法人アジアの風　岡山外語学院　副理事長